

# 核酸アナログ製剤治療費助成の更新申請に係る 手続きの簡素化について

核酸アナログ製剤治療の更新申請においては、診断書の代わりに確認書及び検査内容及び治療内容が分かる資料の提出による申請も可能です。その場合は以下の(1)、(2)の書類も併せてご提出ください。ただし、現在お持ちの受給者証の有効期間中に作成されたものに限ります。

なお、従来どおり診断書による申請も可能です。

## (1)検査内容が分かるもの

例：検査結果報告書のコピー  
検診の結果のコピー



検査項目	結果	基準値
AST	xx	## - 00
ALT	00	## - ##
血小板数	□□	## - ##
HBV-DNA	00	## - ##

・ウイルスマーカー（HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA定量）、  
血液検査（AST、ALT、血小板数）  
の結果がすべてわかるもの

※直近の認定・更新日以降の日付で発行されたもの

## (2)治療内容が分かるもの

例：お薬手帳のコピー  
薬剤情報提供書のコピー



### お薬手帳アプリを用いる場合

治療内容が分かる画面を印刷・添付してください。

受付時、画面提示もお願いする場合がございます。

※直近の認定・更新日以降の日付で発行されたもの（薬剤名、処方日）

## 更新手続きに必要な書類

- ①肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）交付申請書（様式1号の3）
- ②肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）の交付申請に係る診断書（様式2号の5）  
又は、確認書（様式2号の10） ※確認書の場合は、別途添付資料が必要になります。
- ③助成を受けようとする方の氏名が記載された被保険者証
- ④世帯全員が記載された住民票の写し（コピー不可）（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤世帯全員分\*の市町村民税（所得割）課税年額を証明する書類（コピー不可）

\*16歳以上（申請時点）の方全員分

【問い合わせ先】 和歌山県 健康推進課 073-441-2643

・和歌山市保健所 073-488-5118  
・岩出保健所 0736-61-0023  
・湯浅保健所 0737-64-1294  
・田辺保健所 0739-26-7933  
・新宮保健所串本支所 0735-72-0525

・海南保健所 073-482-0600  
・橋本保健所 0736-42-5440  
・御坊保健所 0738-22-3481  
・新宮保健所 0735-21-9630